

IFRS industry insights: 保険セクター

新しい金融商品基準は、金融資産の分類と貸倒引当金を変更する

要点

- IFRS 第 9 号は、IAS 第 39 号における分類のシステムを置き換え、新しい分類システムは、金融商品のキャッシュ・フローの特性とその資産の管理に使用される事業モデルに基づく。
- 保険者にとっては、それが負債性金融商品にも適用されるため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する (FVTOCI) 金融資産が特に関連性がある。
- 純損益を通じて公正価値で測定するもの (FVTPL) は、新しい分類システムでは残余の区分となり、公正価値オプションは、会計上のミスマッチを除去することに限定される。
- 発生信用損失ではなく予想信用損失に基づく、新しい減損損失モデルが導入される。
- 減損損失は、IAS 第 39 号の場合よりも早期に認識される。
- 貸付金およびその他の債権の当初認識時に貸倒損失引当金が認識され、「初日」の引当金をもたらず。

何が起ったか

国際会計基準審議会 (IASB) は、金融資産についての分類および測定モデルへの修正、ならびに新しい予想損失減損モデルを組み込む、IFRS 第 9 号「金融商品」の最終版を公表した。IFRS 第 9 号は、IAS 第 39 号「金融商品: 認識および測定」を置き換えるものであり、2018 年 1 月 1 日以後開始する報告期間に適用され、早期適用は認められる (現地でのエンドースメントの要求を条件として)。

IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトは、段階的に実施された。IASB は、最初に金融資産の新しい分類および測定モデルに関する IFRS 第 9 号を 2009 年に公表し、続いて金融負債および認識の中止についての要求事項を 2010 年に追加した。その後、新しい一般ヘッジ会計の要求事項を追加するため、IFRS 第 9 号は、2013 年に修正された。2014 年 7 月に公表された IFRS 第 9 号の最終版は、これら従前のすべての版に取って代わる。ただし、これら従前の版は、一定期間は早期適用が可能である¹。

IFRS 第 9 号は、IAS 第 39 号における以下の範囲除外を変更していない。

- IFRS 第 4 号「保険契約」で定義されている保険契約から生じる権利および義務。例えば、保険料を現金で回収する権利 (保険料債権) または、支払った保険金を再保険契約において再保険者から支払を受ける権利 (再保険債権)
- 裁量権のある有配当性を含むために IFRS 第 4 号の範囲に含まれる投資契約
- 金融保証契約の発行者が以前に、このような契約を保険契約とみなし、IFRS 第 9 号の代わりに IFRS 第 4 号を選択適用していると明白に主張している金融保証契約

保険会社に対する影響

分類および測定モデルへの修正、ならびに新しい予想損失減損モデルによってもたらされる、保険者にとって最も重要な影響を後述する。会計の要求事項に関する詳細なガイダンスおよび更なるリソースも含んでいる。

金融資産の分類と測定

IFRS 第 9 号は、新しい分類システムを提供し、それは、保険者の

¹ 企業の該当する適用開始日が 2015 年 2 月 1 日より前である場合、IFRS 第 9 号の従前の版を早期適用できる。

金融資産の測定方法を決定する。このシステムは、金融商品レベルでのキャッシュ・フローの特性と、より高いレベルで保険者が当該金融資産をどのように管理しているかを検討する事業モデル評価の二重のテストに基づいている。

このシステムへの注目すべき修正は、償却原価および FVTPL に加えて、FVTOCI 区分が導入されたことである。FVTOCI 区分は、契約上のキャッシュ・フローの特性テストにパスし、契約上のキャッシュ・フローの回収のための保有と売却の両方によりその目的が達成される事業モデルの中で保有されている資産に適用される強制的な分類である。FVTPL が会計上のミスマッチを除去または低減する場合、FVTOCI の代わりに公正価値オプションを当初認識時に利用できる。

負債性金融商品についての FVTOCI 区分は、IAS 第 39 号における売却可能区分と同じではない。前述のとおり、規準が異なり、さらに減損へのアプローチも異なる（後述の減損セクションを参照）。

IASB は、IFRS 第 9 号への変更と同時に、保険契約の測定における割引率の変更の影響を、純損益またはその他の包括利益で会計処理する選択肢の導入を暫定決定したことに留意すべきである。この決定が確認された場合、保険者は、IFRS 第 9 号における分類および公正価値オプションと、保険契約会計において利用可能な会計方針の選択との組合せを慎重に検討する必要がある。

事業モデルの分析

保険者は、資産管理の事業モデルが「契約上のキャッシュ・フローを回収するための保有」か「回収と売却の両方のための保有」の目的を達成するかどうかを決定するために、資産管理の事業モデルを区別する必要がある。これには、慎重な分析と重要な判断が要求され、実行プロセスの初期段階で対処する必要がある。保険者が資産を FVTPL で測定することを望むが、当該資産が FVTOCI または償却原価の分類規準を満たす場合に特に該当する。このような場合、適用開始日までに当該資産を FVTPL に指定する必要がある（すなわち、当該資産が適用開始日より後に FVTOCI の規準を満たすと識別される場合、公正価値オプションは利用可能ではない）。このことは、IAS 第 39 号において FVTPL に指定する金融負債として会計処理される投資契約を発行し、会計上のミスマッチを低減するために負債と負債に対応する資産の測定基礎を一致させるために、IFRS 第 9 号の適用時にもこの指定を維持する予定の多くの保険者に該当するであろう。

保険契約基準案との相互関連

保険者は、IFRS 第 9 号の資産分類と保険契約基準案（2015 年に公表予定）の要求事項との相互関連についても検討する必要がある。保険契約基準案では、保険契約負債は、現在価値測定アプローチにより測定され、割引率の変更の影響は、ポートフォリオ毎に会計方針の選択として、その他の包括利益または純損益で会計処理される。保険契約負債における会計方針の選択は、公正価値オプションを適用する前に、負債とそれらの負債に対応する資産の会計処理方法を同じにすることにより、公正価値オプションを使用せずに、会計上のミスマッチを低減または除去するかもしれない。しかし、資

産と負債の会計には複数の組合わせがあり、負債サイドの会計方針の変更は、資産サイドの公正価値オプションの指定または IFRS 第 9 号における資産の分類と同様には運用されないため、慎重な評価が要求される。例えば、多くの保険者は、資産負債管理の一部として、保険金のキャッシュ・アウトフローと、投資および保険契約者からの保険料のキャッシュ・インフローとを一致させようとする。保険契約負債の期間とマッチするのに十分なデュレーションの金融資産が常に存在するとは限らない。そのような場合に、保険者は、FVTPL での会計処理が要求されるデリバティブ契約を締結することにより、デュレーションのミスマッチをヘッジする可能性がある。保険契約負債における会計方針の選択が、割引率の変更をその他の包括利益で会計処理する方法である場合には、この場合に会計上のミスマッチが生じることとなる。このような状況は、FVTOCI または償却原価で会計処理される非デリバティブ資産に対する公正価値オプションの選択を正当化する場合がある。

IFRS 第 9 号と新しい保険基準における会計上の分類と選択によって純損益のボラティリティを最小化するために、両基準の組み合わせによる測定の影響についての徹底した評価が必要である。

新しい予想損失減損モデル

IFRS 第 9 号は、IAS 第 39 号における発生損失モデルを置き換え、新しい予想損失減損モデルを導入している。保険者は、以下に対して予想損失減損モデルの適用を要求される。

- 償却原価または FVTOCI で測定され保有する負債性金融商品
- 営業債権
- IAS 第 17 号「リース」の範囲に含まれるリース債権
- IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる契約資産（すなわち、企業が顧客に移転した財またはサービスに対する対価への権利（当該権利が、時の経過以外の何か（例えば、企業の将来の履行）を条件としている場合）

さらに、保険契約として会計処理されず、FVTPL で測定されていないローン・コミットメントまたは金融保証契約を発行した保険者は、これらの契約に予想損失モデルを適用しなければならない。

再保険資産（責任準備金（technical provision）の再保険者の持分）は IFRS 第 9 号の範囲内ではないものの、保険契約基準案が保険者に再保険資産の減損を IFRS 第 9 号における全期間の予想損失モデルに基づいて測定することを要求している点に留意することは重要である。

初日の引当金

信用損失引当金は、当初認識時に認識され、以下の 2 つの方法のいずれかで測定される。²

² IAS 第 39 号での取扱いと同様に、予想信用損失が、（信用調整後の）実効金利が派生する期待キャッシュ・フローの中に組み込まれた、購入した信用減損資産を除く。

- 12ヶ月の予想損失引当金
- 全期間の予想損失引当金

そのため、保険者が償却原価または FVTOCI で測定される負債性金融商品を取得する場合、初日の引当金が純損益を借方として認識される。

信用リスクの変動のモニタリング

信用リスクの著しい増大がある場合、損失引当金は、12ヶ月の予想損失引当金から全期間の予想信用損失に移行する。この新しい、より早い減損損失認識のトリガーは、保険者が、いつ信用リスクの著しい増大があるかを識別するための適切なシステムとプロセスを設定しなければならないことを意味する。異なる種類の資産に対するアプローチは、異なる可能性がある。例えば、負債証券への投資の信用リスクの変動のモニタリングには、外部信用格付が使用されるかもしれない。

IFRS 第 9 号は、一旦、資産の支払の期日経過が 30 日超となった場合には、信用リスクの著しい増大があるという反証可能な推定を含んでいる。

予想損失の測定

損失引当金は、過大なコストや労力なしに合理的に利用可能な、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な予測についての情報に基づいて、実効利率（またはその近似値）により割り引いた、確率加重を基礎として測定される。この貸倒損失引当金の測定値は、IAS 第 39 号においては使用されていなかったデータと情報の使用を要求する。

透明性

本モデルを適用するために必要とされる多くの判断および仮定を考慮して、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」は、会計上の要求事項に伴って生じる広範囲な開示を要求する。これらの開示は、モデル適用に関する透明性を提供し、同業の保険者の引当金を比較し、年々の変化を特定するために使用されるであろう。したがって、これら開示強化のメッセージにより、事前の検討が必要とされるであろう。

移行措置

IFRS 第 9 号を初めて適用する場合、分類および測定、ならびに減損の要求事項は遡及的に適用される。ただし、過年度を修正再表示しない選択肢が提供されている。

比較情報の修正再表示に関する例外に加えて、初めて適用する時に、信用リスクが当初認識時から著しく増大しているかどうかの決定が、過度なコストや労力を要する場合には、当該金融商品の認識を中止するまで、（信用リスクが報告日に「低い」場合を除く）全期間の予想損失引当金が認識される。これにより、当初認識と比較する相

対的測定ではなく、報告日の信用リスクの絶対的測定が、全期間予想損失の認識を決定することになる。このアプローチの実務的便益と、移行日に、より高い引当金を認識することになる結果、および将来の期間において並行して 2 つの減損アプローチを採用する負担とを比較検討しなければならないであろう。

追加の情報

IFRS 第 9 号の要求事項に関するより詳細な情報は、新基準に対する影響を議論するビデオ・インタビューに加えて、デロイトが発行する IFRS in Focus で確認できる(www.iasplus.com)。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそれらの関係会社（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む）の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家（公認会計士、税理士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence” となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited